

## アジア・太平洋水フォーラムロゴマーク使用同意基準

### 1 目的

この基準は、アジア・太平洋水フォーラム事務局が、アジア・太平洋水フォーラムロゴマークの使用を同意する場合の基準および手続きを定め、その事務を適正に処理することを目的とします。

### 2 使用等の基準

アジア・太平洋水フォーラム事務局は、次の各号に掲げる基準に適合するものについて使用を同意します。なお、営利目的の場合（ロゴマークを使用して商品等を販売し、利益を得る行為）については、別途個別に審査します。

- (1) アジア・太平洋水フォーラムの目的に合致すること
- (2) 特定の政治団体の政治活動に関するものでないこと
- (3) 特定の宗教団体の宗教活動に関するものでないこと
- (4) 公序良俗に反するものでないこと
- (5) 法令・規則などに違反するものでないこと

### 3 使用の条件

ロゴマークの使用にあたっては、ロゴマークのオリジナル・デザイン、色調などを加工しないでください。

### 4 使用の申し込み

ロゴマークの使用を希望される場合には、次に掲げる事項を記載した書面をアジア・太平洋水フォーラム事務局あて提出してください。（FAX・email可）

- (1) 使用目的
- (2) 使用概要（使用品目、内容を具体的に）

### 5 使用の同意

アジア・太平洋水フォーラム事務局は、申し込みがあった場合に、前条項に規定する基準に基づいて内容を審査し、速やかに申込者にその結果をお知らせします。

ロゴマークを使用する申込者は、申し込み事項に変更があったときは速やかにアジア・太平洋水フォーラム事務局あてご相談、お知らせください。

### 6 改善のお願い

ロゴマークの使用同意後であっても、使用基準に不適合となった場合には改善をお願いします。なお、改善指示に応じていただけない場合には、ロゴマークの使用同意を取り消します。

### 7 使用の責任

ロゴマークの使用に起因する問題が起こった場合には、アジア・太平洋水フォーラム事務局は一切の責任を負いません。また、問題が発生した場合には速やかにアジア・太平洋水フォーラム事務局に連絡し、対策を講じていただきます。